

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案 参照条文目次

- 道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）（抄）—— 1
- 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）（道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十三号）による改正後の条文）—— 4
- 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）—— 9
- 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）—— 11
- 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）（抄）—— 11
- 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）—— 14
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成十七年国土交通省令第六十四号）（抄）—— 16
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）（抄）（道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十三号）による改正後の条文）—— 17
- 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成十七年政令第二百二号）（抄）—— 21
- 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）—— 21
- 有料道路自動料金收受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）（抄）—— 22

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令案 参照条文

○ 道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）（抄）

（車両の通行方法）

第十三条 会社等又は有料道路管理者は、法第二十四条第三項の認可を受けようとするときは、当該認可を受けようとする通行方法を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の申請書に記載された通行方法が次の各号に掲げる料金の徴収施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものである場合に限り、法第二十四条第三項の認可をするものとする。

一 一般専用有人施設（料金を徴収する事務に従事する者（以下この項において「係員」という。）が料金の収受又は通行券（法第二十四条第一項本文の規定により料金を徴収される自動車その他の車両（以下この項において「通行車両」という。）の通行区間を確認するため当該通行車両に対して交付される紙片をいう。以下この項において同じ。）の交付若しくは確認を行う施設であつて、第四号から第六号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。） 次のイからハまでに掲げる一般専用有人施設の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める通行方法

イ 料金の収受を行う施設 通行車両は、確実に係員が料金の収受を行うことができる程度に当該係員が当該収受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならず、かつ、料金の収受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならないこと。

ロ 通行券の交付を行う施設 通行車両は、確実に係員が通行券の交付を行うことができる程度に当該係員が当該交付を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならず、かつ、通行券の交付後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならないこと。

ハ 通行券の確認を行う施設 通行車両は、確実に係員が通行券の確認を行うことができる程度に当該係員が当該確認を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならず、かつ、通行券の確認後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならないこと。

二 一般専用機械式施設（料金収受機等（無線の交信をETC伴うシステム（有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令（平成十一年建設省令第三十八号）第一条に規定するETCシステムをいう。以下この項において同じ。）を使用せずに料金の収受を行い、又は通行券の交付若しくは確認を行う機械であつて、これと連動して開閉棒（料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を完了するまでの間通行車両の通行を遮断するために設けられる開閉式の棒をいう。）、表示板（停止すべき旨又は発進することができる旨を意味する字句又は信号を表示する設備をいう。）その他の通行車両に対して停止すべき旨又は発進することができる旨を表示するための設備（以下この項において「開閉棒等」という。）が動作するものをいう。以下この項において同じ。）による料金の収受又は通行券の交付若しくは

- 確認を行う施設であつて、第四号から第六号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。） 次のイからハまでに掲げる一般専用機械式施設の区分に応じて、それぞれ当該イからハまでに定める通行方法
- イ 料金の収受を行う施設 通行車両は、確実に料金収受機等が料金の収受を行うことができる程度に当該料金収受機等に近接した場所で停止しなければならず、かつ、開閉棒等の開閉又は表示に従つて通行しなければならぬこと。
- ロ 通行券の交付を行う施設 通行車両は、確実に料金収受機等が通行券の交付を行うことができる程度に当該料金収受機等に近接した場所で停止しなければならず、かつ、開閉棒等の開閉又は表示に従つて通行しなければならぬこと。
- ハ 通行券の確認を行う施設 通行車両は、確実に料金収受機等が通行券の確認を行うことができる程度に当該料金収受機等に近接した場所で停止しなければならず、かつ、開閉棒等の開閉又は表示に従つて通行しなければならぬこと。
- 三 ETC専用施設（無線の交信を伴うETCシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行う施設であつて、次号から第六号までに該当しないものをいう。以下この号において同じ。） 次のイ又はロに掲げるETC専用施設の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める通行方法
- イ 標識その他の方法によつて徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令第四条第一項第一号に規定する車載器及び識別カードが搭載され、かつ、無線の交信によりETCシステムに料金の徴収のために必要なその通行に関する情報を適正に記録することができる状態にある通行車両（以下この項において「ETC通行車」という。）以外の通行車両にあつては当該施設を通過してはならず、ETC通行車にあつては当該標識その他の方法による表示に従つて通行しなければならぬこと。
- ロ イ以外の施設 ETC通行車以外の通行車両は、当該施設を通過してはならないこと。
- 四 ETC・一般共有人施設（係員が料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うETCシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、第六号に該当しないものをいう。） 次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める通行方法
- イ ETC通行車 係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には当該指示に従つて、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従つて、通行しなければならぬこと。
- ロ ETC通行車以外の通行車両 第一号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ同号イからハまでに定める通行方法によること。
- 五 ETC・一般共通機械式施設（料金収受機等による料金の収受又は通行券の交付若しくは確認を行うことができ、かつ、無線の交信を伴うETCシステムを使用して料金の徴収のために必要な通行車両の通行に関する情報の記録を行うことができる施設であつて、次号に該当しないものをいう。） 次のイ又はロに掲げる通行車両の区分に応じて、それぞれ当該イ又はロに定める通行方法
- イ ETC通行車 標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示に従つて、通行しなければならぬこと。
- ロ ETC通行車以外の通行車両 第二号イからハまでに掲げる施設の区分に応じて、それぞれ同号イからハまでに定める通行方法によること。

六 閉鎖施設（標識その他の方法によつて通過することができない旨が表示されている施設をいう。） 通行車両は、通過してはならないこと。
3 法第二十四条第四項の規定による公告又は公示は、会社等の定款に定める方法又は有料道路管理者である都道府県若しくは市町村の長の定める方法により行わなければならない。

（料金の額及び徴収期間の公告の方法）

第十四条 法第二十五条第一項の国土交通省令で定める方法は、会社等の定款に定める方法とする。

（検査）

第十五条 法第二十七条第一項に規定する工事の検査は、当該道路の構造及び施工方法について受けなければならない。

2 会社等又は有料道路管理者は、工事が完了した場合においては、遅滞なく、法第二十七条第一項に規定する工事の検査を申請しなければならない。

3 法第二十七条第二項の規定による検査は、次に掲げる工事の施工方法及び当該道路の構造について行うことができる。

一 法第三条第一項の許可を受けた高速道路の新設若しくは改築に関する工事又は法第十二条第一項の許可を受けた指定都市高速道路の新設若しくは改築に関する工事

二 法第十条第一項の許可を受けた道路の新設若しくは改築に関する工事又は法第十八条第二項の規定による届出に係る道路の新設若しくは改築に関する工事のうち、その施工に高度の技術を要するものその他都道府県若しくは指定市である道路管理者の行う工事又は地方道路公社の行う工事のうち一般国道、都道府県道若しくは指定市の市道（指定都市高速道路を除く。）に係るものにあつては地方整備局長又は北海道開発局長が、その他の道路に係るものにあつては都道府県知事に必要があると認められるもの

（証票の様式）

第十六条 法第四十四条第三項において準用する道路法第六十六条第七項の規定による証票の様式は、別記様式とする。

（権限の委任）

第十七条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 法第十条第一項又は第四項の規定により許可し、同条第五項の規定による届出を受理し、及び同条第六項又は第七項の規定により通知すること。

二 法第十一条第一項又は第五項の規定により許可し、同条第七項の規定による届出を受理し、及び同条第九項の規定により通知すること。

三 法第十五条第一項又は第四項の規定により許可し、同条第五項の規定による届出を受理し、及び同条第六項の規定により通知すること。

四 法第十八条第二項又は第三項の規定による届出を受理し、及び同条第四項の規定により通知すること。

五 法第十九条第二項又は第三項の規定による届出を受理すること。

- 六 法第二十条第一項の規定により資金の貸付けを行うこと（指定都市高速道路に係るものを除く。）。
- 七 法第二十一条第一項の規定により許可し、及び同条第五項の規定により通知すること（地方道路公社が行う一般国道、都道府県道又は市町村道（指定都市高速道路を除く。）の新設又は改築に係るものに限る。）。
- 八 法第二十一条第四項の規定による届出を受理すること。
- 九 法第二十四条第三項の規定により認可すること（地方道路公社（指定都市高速道路を管理する場合を除く。）又は有料道路管理者が定める通行方法に係るものに限る。）。
- 十 法第二十七条第一項又は第二項の規定により検査し、及び同条第三項の規定により必要な措置をとるべきことを命じ、又は同条第四項の規定により必要な措置をとるべき旨の要求をすること（都道府県若しくは指定市である道路管理者の行う工事又は地方道路公社の行う工事のうち一般国道、都道府県道若しくは指定市の市道（指定都市高速道路を除く。）に係るものに限る。）。
- 十一 法第二十七条第六項の規定による報告を徴収すること。
- 十二 法第三十八条第一項の規定により他の道路の道路管理者（高速自動車国道の道路管理者である場合を除く。）として協議して分担すべき金額及び分担の方法を定めること。
- 十三 法第三十八条第二項の規定により裁定をし、同条第三項において準用する法第九条第三項の規定により意見を聴くこと（会社等が地方道路公社（指定都市高速道路を管理する場合を除く。以下この号において同じ。）である場合及び他の道路の道路管理者が地方公共団体又は地方道路公社である場合に限る。）。
- 十四 法第四十六条第一項の規定により必要な処分を命じ、又は必要な措置をとることを命ずること（地方道路公社の管理する一般国道、都道府県道又は市町村道（指定都市高速道路を除く。）に係るものに限る。）。
- 十五 法第四十八条第一項の規定により必要な勧告、助言又は援助をすること（地方道路公社の管理する一般国道、都道府県道又は市町村道（指定都市高速道路を除く。）に係るものに限る。）。
- 十六 法第五十条第五項の規定により許可すること。

○ 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）（抄）（道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十三号）による改正後の条文）

（定義）

第二条（略）

2 （略）

3 この法律において「道路管理者」とは、高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。

4 ～ 7 （略）

(供用の拒絶等)

第五条 会社は、前条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路について、次に掲げる車両（道路法第二条第五項に規定する車両をいう。以下同じ。）の通行の禁止又は制限のため、機構（第一号に掲げる車両にあつては、同号の道路監視員を含む。）の要請に基づき必要な措置を講じなければならない。

一 第八条第一項第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構（第五十四条第一項の規定により読み替えて適用する道路法第七十一条第四項の規定により機構が命じた道路監視員を含む。）が、同法第四十六条の規定に基づき当該高速道路について通行を禁止し、又は制限した場合において、当該禁止又は制限の対象となる車両

二 道路法第四十七条第一項に規定する車両（人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にあつてはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にあつては当該牽引されている車両を含む。以下この条において同じ。）の幅、重量、高さ、長さ又は最小回転半径の最高限度で同項の政令で定めるものを超える車両（同法第四十七条の二第一項の許可を受けた車両を除く。）

三 第八条第一項第二十七号の規定により高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行う機構が道路法第四十七条第三項の規定に基づき当該高速道路において安全であると認められる限度を超える車両の通行を禁止し、又は制限した場合において、当該禁止又は制限の対象となる車両（同法第四十七条の二第一項の許可を受けた車両を除く。）

四 道路法第四十七条第四項の政令で定める基準に適合しないことにより当該高速道路の通行を制限される車両
会社は、前項に規定するもののほか、道路法第四十六条第一項各号のいずれかに該当する場合において、高速道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、必要な限度において、当該高速道路の供用を拒絶することができる。

3 会社は、前二項に規定するもののほか、次に掲げる場合を除き、高速道路の供用を拒絶してはならない。

- 一 当該供用の申込みが次条第一項の許可を受けた供用約款によらないものであるとき。
- 二 当該供用に関し通行者又は利用者から特別の負担を求められたとき。
- 三 当該供用により他の車両の通行に著しく支障を及ぼすおそれがあるとき。
- 四 当該供用が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

(地方道路公社の行う料金の徴収の特例)

第十一条 地方道路公社は、前条第一項の許可（同条第四項の許可を含む。以下同じ。）を受けた二以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合においては、国土交通大臣の許可を受けて、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

一 当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

二 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通

大臣に提出しなければならない。

一 収支予算の明細

二 料金

三 料金の徴収期間

3 国土交通大臣は、前項の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合すると認める場合に限り、第一項の許可をすることができる。

一 申請に係る道路が、第一項に規定する要件に適合するものであること。

二 料金の額及びその徴収期間が、第二十三条に定める基準に適合するものであること。

4 地方道路公社が第一項の許可を受けたときは、当該許可に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該許可に係る第二項第二号又は第三号に掲げる事項について前条第四項の許可を受けたものと、第一項の許可に係る第二項第一号に掲げる事項について同条第五項の規定による届出があつたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

5 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第二号又は第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならぬ。

6 地方道路公社が前項の許可を受けたときは、当該許可に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該許可に係る第二項第二号又は第三号に掲げる事項について前条第四項の許可を受けたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

7 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項第一号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

8 地方道路公社が前項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該届出に係る第二項第一号に掲げる事項について前条第五項の規定による届出があつたものとみなす。この場合においては、同条第六項の規定は、適用しない。

9 国土交通大臣は、第一項若しくは第五項の許可をしたとき、又は第七項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に通知しなければならない。

（地方道路公社の行う指定都市高速道路の新設又は改築）

第十二条 地方道路公社は、次に掲げる要件に適合する道路のみで一の道路網が構成されている場合においては、道路法第十二条、第十五条、第十六条第一項若しくは第二項本文若しくは第十七条第一項から第三項まで若しくは第八十八条第二項の規定又は同法第十六条第二項ただし書若しくは第十九条第一項の規定に基づき成立した協議（同法第十六条第四項又は第十九条第四項の規定により成立したものとみなされる協議を含む。）による管理の方法の定めにかかわらず、国土交通大臣の許可を受けて、当該道路網を構成している道路（以下「指定都市高速道路」という。）を新設し、又は改築して、料金を徴収することができる。

一 政令で指定する人口五十万以上の市の区域及びその周辺の地域に存すること。

二 自動車専用道路で都市計画において定められたものであること。

2 地方道路公社は、前項の許可を受けようとするときは、設計図その他国土交通省令で定める書面を添付して、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一 整備計画

二 工事実施計画

3 前項の整備計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、路線名、車線数その他の政令で定める事項を定めなければならない。

4 第二項の工事実施計画には、一の道路網に係るすべての指定都市高速道路について、同項の整備計画に従い、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 路線名及び工事の区間

二 工事方法及び工事予算

三 工事の着手及び完成の予定年月日

5 国土交通大臣は、第二項の申請に係る道路が第一項に規定する要件に適合するものであると認める場合に限り、同項の許可をすることができる。

6 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第二項の整備計画又は第四項第一号若しくは第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

7 地方道路公社は、第一項の許可を受けた後、第四項第三号に掲げる事項を変更しようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。

8 国土交通大臣は、第一項若しくは第六項の許可をしたとき、又は前項の規定による届出があつたときは、その旨を当該道路の道路管理者（国土交通大臣である道路管理者を除く。）に通知しなければならない。

（有料道路管理者の行う道路の新設又は改築）

第十八条（略）

2・3（略）

4 国土交通大臣は、市町村（指定市を除く。）である有料道路管理者（第一項の規定により道路を新設し、又は改築して、料金を徴収する道路管理者をいう。以下同じ。）から第二項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る道路の路線名及び工事の区間並びに工事方法を当該道路の存する区域を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。前項の規定による道路の路線名、工事の区間又は工事方法の変更に係る届出を受けたときも、同様とする。

（有料道路管理者の行う料金の徴収の特例）

第十九条 有料道路管理者は、前条第二項又は第三項の規定による届出をした二以上の道路につき、次に掲げる要件に適合する場合には、条例で定めるところにより、これらの道路を一の道路として料金を徴収することができる。

一 当該二以上の道路が、通行者又は利用者が相当程度共通であり、又は相互に代替関係にあることにより、交通上密接な関連を有すると認められること。

- 二 当該二以上の道路についての料金の徴収を一体として行うことが適当であると認められる特別の事情があること。
- 2 有料道路管理者は、前項の条例を制定したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書類及び国土交通省令で定める書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 一 収支予算の明細
- 二 料金
- 三 料金の徴収期間
- 3 道路管理者は、前項の規定による届出に係る事項について変更があつたときは、遅滞なく、変更に係る事項を記載した書類及び必要な書面を添えて、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。
- 4 有料道路管理者が前二項の規定による届出をしたときは、当該届出に係る二以上の道路のそれぞれについて、当該届出に係る第二項各号に掲げる事項について前条第三項の規定による届出があつたものとみなす。

(料金の額等の基準)

第二十三条 料金の額は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- 一 会社が第三条第一項の許可を受けて新設し、若しくは改築し、又は第四条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（以下「会社管理高速道路」という。）にあつては、協定の対象となる高速道路（当該高速道路について二以上の会社が協定を締結した場合には、当該協定に対応する高速道路の各部分）ごとに、当該高速道路に係る道路資産（機構法第二条第二項に規定する道路資産をいう。以下同じ。）の貸付料及び会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。
- 二 第十五条第一項の許可に係る道路にあつては、当該道路の維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。
- 三 前二号の道路以外の道路にあつては、当該道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用で政令で定めるものを、料金の徴収期間内に償うものであること。
- 四 会社管理高速道路（機構法第十三条第二項に規定する全国路線網に属する高速道路及び同条第三項に規定する地域路線網に属する高速道路に限る。）又は指定都市高速道路にあつては、公正妥当なものであること。
- 五 前号の高速道路以外の道路にあつては、当該道路の通行又は利用により通常受ける利益の限度を超えないものであること。
- 2 前項に規定するもののほか、料金の額の基準は、政令で定める。
- 3 会社管理高速道路に係る料金の徴収期間の満了の日は、当該会社管理高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日と同一でなければならない。この場合において、当該満了の日は、令和十七年九月三十日以前でなければならない。
- 4 前項に規定するもののほか、料金の徴収期間の基準は、政令で定める。

(料金徴収の対象等)

第二十四条 料金は、高速自動車国道又は自動車専用道路にあつては当該道路を通行する道路法第二条第三項に規定する自動車（以下「自動車」という。）の運転者又は使用者（当該運転者を除く。）（以下「運転者等」という。）から、その他の道路にあつては当該道路を通行し、又は利用する車両の運転者等から徴収する。ただし、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車その他政令で定める車両（第三項において「緊急自動車等」という。）の運転者等については、この限りでない。

2 前項本文に規定するその他の道路にあつては、同項本文の規定にかかわらず、トンネル及び橋並びに渡船施設、道路用エレベーターその他政令で定める施設を通行し、又は利用する人（同項本文に規定する車両の運転者等であるものを除く。）からも料金を徴収することができる。

3 会社等又は有料道路管理者は、この法律の規定により料金を徴収することができる道路について、料金の徴収を確実に行うため、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けて、料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を定めることができる。この場合において、当該道路を通行する自動車その他の車両（緊急自動車等を除く。第五十九条において同じ。）の運転者は、当該通行方法に従つて、当該車両を通行させなければならない。

4 会社等又は有料道路管理者は、前項の認可を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、遅滞なく、当該認可を受けた通行方法を、会社等にあつては公告し、有料道路管理者にあつては公示するとともに、営業所、事務所その他の事業場において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

5 会社等又は有料道路管理者は、次の表の上欄に掲げる自動車の運転者等から徴収できなかった料金の請求のため当該運転者等を特定する必要があると認めるときは、同表の中欄に掲げる者に対し、それぞれ同表の下欄に掲げる事項のうち当該運転者等を特定するために必要なものとして国土交通省令で定めるものに係る情報の提供を求めることができる。

道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第五十九条第一項に規定する検査対象軽自動車	国土交通大臣（同法第七十四条の四の規定により同法第七十二条第一項の規定を読み替えて適用する場合にあつては、軽自動車検査協会）	同法第七十二条第一項（同法第七十四条の四の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する軽自動車検査ファイルに記録されている事項
道路運送車両法第三条に規定する小型自動車 で二輪のもの 道路運送車両法第五十八条第一項に規定する検査対象外軽自動車	国土交通大臣 同法第九十七条の三第一項に規定する地方運輸局長	同法第七十二条第一項に規定する二輪自動車検査ファイルに記録されている事項 同法第九十七条の三第一項の規定による届出に係る事項

第五十九条 第二十四条第三項後段の規定に違反して自動車その他の車両を通行させた運転者は、三十万円以下の罰金に処する。

○ 道路法（昭和二十七年法律第八十号）（抄）

（用語の定義）

第二条 (略)

2 この法律において「道路の附属物」とは、道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物で、次に掲げるものをいう。

一 道路上の柵又は駒止め

二 道路上の並木又は街灯で第十八条第一項に規定する道路管理者の設けるもの

三 道路標識、道路元標又は里程標

四 道路情報管理施設（道路上の道路情報提供装置、車両監視装置、気象観測装置、緊急連絡施設その他これらに類するものをいう。）

五 自動運行補助施設（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法により道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第四十一条第一項第二十号に掲げる自動運行装置を備えている自動車の自動的な運行を補助するための施設その他これに類するものをいう。以下同じ。）で道路上に又は道路の路面下に第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

六 道路に接する道路の維持又は修繕に用いる機械、器具又は材料の常置場

七 自動車駐車場又は自転車駐車場で道路上に、又は道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるもの

八 特定車両停留施設（旅客の乗降又は貨物の積卸しによる道路における交通の混雑を緩和することを目的として、専ら道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）による一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）による一般貨物自動車運送事業の用に供する自動車その他の国土交通省令で定める車両（以下「特定車両」という。）を同時に二両以上停留させる施設で道路に接して第十八条第一項に規定する道路管理者が設けるものをいう。以下同じ。）

九 共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第三条第一項の規定による共同溝整備道路又は電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第四条第二項に規定する電線共同溝整備道路に第十八条第一項に規定する道路管理者の設ける共同溝又は電線共同溝

十 前各号に掲げるものを除くほか、政令で定めるもの

3 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車をいう。

4・5 (略)

(自動車専用道路の指定)

第四十八条の二 (略)

2 道路管理者は、交通が著しくふくそうし、又はふくそうすることが見込まれることにより、車両の能率的な運行に支障があり、若しくは道路交通騒音により生ずる障害があり、又はそれらのおそれがある道路（高速自動車国道及び前項の規定により指定された道路を除く。以下この項において同じ。）の区間内において、交通の円滑又は道路交通騒音により生ずる障害の防止を図るために必要があると認めるときは、当該道路（まだ供用の開始がないものに限る。）又は道路の部分について、区域を定めて、自動車のみ的一般交通の用に供する道路又は道路の部分に指定することができる。ただし、通常他に道路の通行の方法があつて、自動車以外の方法による通行に支障のない場合に限る。

3・4 (略)

○ 道路交通法（昭和三十五年法律第五号）（抄）

（緊急自動車の通行区分等）

第三十九条 緊急自動車（消防用自動車、救急用自動車その他の政令で定める自動車で、当該緊急用務のため、政令で定めるところにより、運転中のものをいう。以下同じ。）は、第十七条第五項に規定する場合のほか、追越しをするためその他やむを得ない必要があるときは、同条第四項の規定にかかわらず、道路の右側部分にその全部又は一部をはみ出して通行することができる。

2 (略)

○ 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）（抄）

（原動機付自転車の範囲及び種別）

第一条 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号。以下「法」という。）第二条第三項の総排気量又は定格出力は、左のとおりとする。

一 内燃機関を原動機とするものであつて、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その総排気量は〇・一二五リットル以下、その他のものにあつては〇・〇五〇リットル以下

二 内燃機関以外のものを原動機とするものであつて、二輪を有するもの（側車付のものを除く。）にあつては、その定格出力は一・〇〇キロワット以下、その他のものにあつては〇・六〇キロワット以下

2 前項に規定する総排気量又は定格出力を有する原動機付自転車のうち、総排気量が〇・〇五〇リットル以下又は定格出力が〇・六〇キロワット以下のものを第一種原動機付自転車とし、その他のものを第二種原動機付自転車とする。

（自動車の種別）

第二条 法第三条の普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、別表第一に定めるところによる。

（検査対象外軽自動車の使用に関する届出書等の様式）

第六十三条の十 検査対象外軽自動車の使用に関する次の表の上欄に掲げる届出書及び申請書の様式は、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

一 検査対象外軽自動車の使用の届出書（次号及び第五号に掲げる場合を除く。）	軽二輪第一号様式及び軽二輪第二号様式
二 検査対象外軽自動車の使用の届出書（第六十三条の六第三項の規定による軽自動車返納証明書の交付を受けた検査対象外軽自動車であつて、軽二輪第二号様式の諸元欄に掲げる事項（以下「この条において「諸元欄事項」という。）に変更のないものについて	軽二輪第一号様式

届出を行う場合に限る。)

三 軽自動車届出済証の記入の申請書(第四号及び第六号に掲げる場合を除く。)

四 軽自動車届出済証の記入の申請書(諸元欄事項に変更がある場合に限る。)

五 検査対象外軽自動車の使用の届出書(試運転又は回送その他特別の事由がある場合に限る。)

六 軽自動車届出済証の記入の申請書(検査対象外軽自動車の車両番号のみに変更がある場合に限る。)

七 軽自動車届出済証の再交付の申請書

八 軽自動車届出済証の返納の申請書

九 軽自動車届出済証返納証明書の交付の申請書

2 軽二輪第一号様式の届出書及び申請書に記載すべき事項で氏名又は名称に係るものが当該届出書又は申請書だけでは記載することができな
ときは、その記載することができない部分は、軽二輪第六号様式の追加用紙に記載するものとする。

3 前二項に規定する届出書及び申請書(軽二輪第三号様式を除く。)に記載すべき事項で当該届出書又は申請書だけでは記載することができな
いときは、その記載することができない部分は、軽二輪第七号様式の追加用紙に記載するものとする。

別表第一(第二条関係)

自動車の種別	自動車の構造及び原動機	自動車の大きさ		
		長さ	幅	高さ
普通自動車	小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外の自動車			
小型自動車	四輪以上の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するものうち軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの(内燃機関を原動機とする自動車(軽油を燃料とする自動車及び天然ガスのみを燃料とする自動車を除く。)にあつては、その総排気量が二・〇〇リットル以下のに限る。)	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・〇〇メートル以下
	二輪自動車(側車付二輪自動車を含む。)及び三輪自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの			

<p>大型特殊自動車</p>	<p>軽自動車</p>
<p>一 次に掲げる自動車であつて、小型特殊自動車以外のもの</p> <p>イ ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スリーパ、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キヤリヤ、タレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操作する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p> <p>ロ 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車</p> <p>二 ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車</p>	<p>二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）以外の自動車及び被けん引自動車で自動車の大きさが下欄に該当するものうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・六六〇リットル以下のものに限る。）</p> <p>二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）で自動車の大きさが下欄に該当するものうち大型特殊自動車及び小型特殊自動車以外のもの（内燃機関を原動機とする自動車にあつては、その総排気量が〇・二五〇リットル以下のものに限る。）</p>
	<p>三・四〇メートル以下</p>
	<p>一・四八メートル以下</p>
	<p>二・〇〇メートル以下</p>

小型特殊自動車	一	前項第一号イに掲げる自動車であつて、自動車の大きさが下欄に該当するもののうち最高速度十五キロメートル毎時以下のもの	四・七〇メートル以下	一・七〇メートル以下	二・八〇メートル以下
	二	前項第一号ロに掲げる自動車であつて、最高速度三十五キロメートル毎時未満のもの			

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3 この法律で「原動機付自転車」とは、国土交通省令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具をいう。

4～9（略）

（自動車の種別）

第三条 この法律に規定する普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車の別は、自動車の大きさ及び構造並びに原動機の種類及び総排気量又は定格出力を基準として国土交通省令で定める。

（登録の一般的効力）

第四条 自動車（軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除く。以下第二十九条から第三十二条までを除き本章において同じ。）は、自動車登録ファイルに登録を受けたものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

（自動車の検査及び自動車検査証）

第五十八条 自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。以下この章において同じ。）は、この章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

2・3（略）

(新規検査)

第五十九条 登録を受けていない第四条に規定する自動車又は次条第一項の規定による車両番号の指定を受けていない検査対象外軽自動車以外の軽自動車(以下「検査対象軽自動車」という。)若しくは二輪の小型自動車を運行の用に供しようとするときは、当該自動車の使用者は、当該自動車を提示して、国土交通大臣の行なう新規検査を受けなければならない。

254 (略)

(検査記録)

第七十二条 国土交通大臣は、この章に規定する自動車の検査、第六十九条の二第一項及び第三項の規定による届出並びに自動車検査証及び自動車検査証返納証明書の交付、変更記録、返納及び再交付に関する事項を、政令で定めるところにより、電子情報処理組織によつて、自動車登録ファイル(検査対象軽自動車にあつては軽自動車検査ファイル、二輪の小型自動車にあつては二輪自動車検査ファイル)に記録するものとする。

2 (略)

(証明書の交付)

第七十二条の三 検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車の所有者は、国土交通大臣に対し、第七十二条第一項に規定する軽自動車検査ファイル又は二輪自動車検査ファイルに記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

第七十四条の四 軽自動車検査協会が行う軽自動車の検査事務に関してこの章(第六十一条の二、第六十三条第一項、第六十三条の二から第六十三条の四まで、第七十一条の二第二項、第七十四条からこの条まで、第七十五条から第七十五条の三まで、第七十五条の五及び第七十五条の六を除く。)の規定を適用する場合には、これらの規定中「国土交通大臣」とあるのは、「軽自動車検査協会」とする。

(業務)

第七十六条の二十七 協会は、第七十六条の二の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 軽自動車の検査事務
 - 二 検査対象軽自動車に係る自動車重量税の納付の確認及び税額の認定の事務
 - 三 検査対象軽自動車に係る軽自動車税種別割(軽自動車税の種別割(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第四百四十二条第二号に掲げる種別割をいう。)をいう。第九十七条の二第一項及び第二項において同じ。)の納付の確認の事務
 - 四 検査対象軽自動車に係る自動車損害賠償責任保険の契約又は自動車損害賠償責任共済の契約の締結の確認の事務
 - 五 前各号の業務に附帯する業務
 - 六 前各号に掲げるもののほか、第七十六条の二の目的を達成するために必要な業務
- 2 協会は、前項第六号に掲げる業務を行なおうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(検査対象外軽自動車の使用の届出等)
第九十七条の三 検査対象外軽自動車は、その使用者が、その使用の本拠の位置を管轄する地方運輸局長に届け出て、車両番号の指定を受けなければ、これを運行の用に供してはならない。

2・3 (略)

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令(平成十七年国土交通省令第六十四号)(抄)

(業務方法書の記載事項)

第四条 機構に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 法第十二条第一項第一号に規定する高速道路に係る道路資産の保有及び貸付けに関する事項
- 二 法第十二条第一項第二号に規定する承継債務の返済に関する事項
- 三 法第十二条第一項第三号に規定する債務の引受け及び返済に関する事項
- 四 法第十二条第一項第四号に規定する無利子貸付けに関する事項
- 五 法第十二条第一項第五号に規定する無利子貸付けに関する事項
- 六 法第十二条第一項第六号に規定する無利子貸付けに関する事項
- 七 法第十二条第一項第七号に規定する無利子貸付けに関する事項
- 八 法第十二条第一項第八号に規定する助成に関する事項
- 九 法第十二条第一項第九号に規定する道路管理者の権限の代行その他の業務に関する事項
- 十 法第十二条第一項第十号に規定する本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法(昭和五十六年法律第七十二号)に規定する業務に関する事項
- 十一 法第十二条第一項第十一号に規定する附帯する業務に関する事項
- 十二 法第十二条第二項第一号に規定する本州と四国を連絡する鉄道施設の管理に関する事項
- 十三 法第十二条第二項第二号に規定する鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させることに関する事項
- 十四 法第十二条第二項第三号に規定する附帯する業務に関する事項
- 十五 業務委託の基準
- 十六 競争入札その他契約に関する基本的事項
- 十七 その他機構の業務の執行に関して必要な事項

(協定に定める事項)

第二十一条 法第十三条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 会社による高速道路の管理の適正な水準の確保に關し必要な事項
- 二 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための機構の助成に關し必要な事項
- 三 協定の変更その他必要な事項

(業務実施計画に定める事項)

第二十二条 法第十四条第一項第九号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 一 会社による高速道路の管理の適正な水準の確保に關し必要な事項
 - 二 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための機構の助成に關し必要な事項
- その他必要な事項

(貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入)

第二十四条 令第三条第九号の国土交通省令で定める収入は、次に掲げる収入とする。

- 一 高速道路勘定に属する資産の処分による収入
- 二 法第十三条第一項第八号に規定する徴収期間を通じた同号に規定する料金の額の合計額を減少させることによる当該高速道路の通行者及び利用者の負担の軽減を図るために国が機構に交付する補助金
- 三 道路整備特別措置法施行令(昭和三十一年政令第三百十九号)附則第五項第二号から第四号までに掲げる事業に要する費用を負担するため当該事業を実施する者により支払われる負担金に係る収入

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成十六年法律第百号)(抄)(道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有

・債務返済機構法の一部を改正する法律(令和五年法律第四十三号)による改正後の条文)

(定義)

第二条 (略)

2 この法律において「道路資産」とは、道路(道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第二条第一項に規定する道路をいう。)を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除く。)をいう。

3 (略)

(業務の範囲)

第十二条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 高速道路に係る道路資産を保有し、これを会社に貸し付けること。
- 二 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。
- 三 次条第一項に規定する協定に基づき会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受け、当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含む。以下同じ。）を行うこと。
- 四 首都高速道路（道路会社法第五条第二項第二号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金又は阪神高速道路（同項第五号に定める高速道路をいう。以下同じ。）の新設若しくは改築に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政府若しくは政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設又は改築に要する費用の一部を無利子で貸し付けること。
- 五 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。
- 六 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除く。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。
- 七 国から交付された補助金を財源として、会社に対し、自動車駐車場（高速道路に附属する道路の附属物（道路法第二条第二項に規定する道路の附属物をいう。）であるものに限る。）の整備（高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うものに限る。）に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。
- 八 首都高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金又は阪神高速道路の新設、改築、修繕若しくは災害復旧に要する費用に充てる資金の一部に充てるべきものとして政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源として、それぞれ、首都高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社に対し、首都高速道路又は阪神高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部を無利子で貸し付けること。
- 九 会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するため、必要な助成を行うこと。
- 十 会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）及び災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づき当該高速道路についてその道路管理者（道路整備特別措置法第二条第三項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の権限の代行その他の業務を行うこと。
- 十一 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）に規定する業務を行うこと。
- 十二 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
機構は、前項の業務のほか、次の業務を行うこと。
- 一 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理を行うこと。
- 二 前号の鉄道施設を有償で鉄道事業者に利用させること。
- 三 前二号の業務に附帯する業務を行うこと。

(協定)

第十三条 機構は、前条第一項の業務を行おうとするときは、国土交通省令で定めるところにより、会社と、全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、それぞれの会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う高速道路の各部分。以下この項において同じ。)ごとに、次に掲げる事項をその内容に含む協定(以下「協定」という。)を締結しなければならない。

- 一 協定の対象となる高速道路の路線名
 - 二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事(橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるもの)に係る当該施設若しくは工作物の更新に係る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいう。以下同じ。)を除き、修繕に係る工事)にあっては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。)の内容
 - 三 先行特定更新等工事(特定更新等工事のうち、令和四十七年九月三十日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を有していることとなることを確保するために必要と認められるものをいう。以下同じ。)の内容
 - 四 後行特定更新等工事(特定更新等工事のうち、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなることを確保するために必要と認められるものをいう。以下同じ。)の内容
 - 五 前三号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
 - 六 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
 - 七 機構が会社に対して行う前条第一項第四号、第六号、第七号及び第八号(災害復旧に係る部分を除く。)の無利子貸付けの貸付計画
 - 八 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間
 - 九 会社が当該高速道路を供用することにより徴収する料金の額及びその徴収期間
 - 十 その他国土交通省令で定める事項
- 2 前項に規定する全国路線網に属する高速道路とは、高速自動車国道(高速自動車国道と交通上密接な関連を有する高速自動車国道以外の高速道路であつて、前条第一項の業務を高速自動車国道と一体として行う必要があるもの)として国土交通大臣の認可を受けて機構が指定したものを含む。をいう。
 - 3 第一項に規定する地域路線網に属する高速道路とは、交通上密接な関連を有する二以上の高速道路(前項に規定するものを除く。)であつて、前条第一項の業務を一体として行う必要があるものとして国土交通大臣の認可を受けて機構が指定したものをいう。
 - 4 第一項第八号の貸付期間の満了の日は、同項第九号の徴収期間の満了の日と同一でなければならない。
 - 5 第一項第八号の貸付期間は、当該協定を締結する日(次項の規定により当該協定の変更をするときは、当該変更をする日)から起算して五十年以内でなければならない。
 - 6 機構は、おおむね五年ごとに、前条第一項の業務の実施状況を勘案し、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、会社に対し、その変更を申し出ることができる。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する

必要があると認めるときも、同様とする。

(業務実施計画)

第十四条 機構は、会社と協定を締結したとき（前条第一項に規定する全国路線網、地域路線網又は一の路線に属する高速道路について二以上の会社と協定を締結する場合にあっては、その全ての会社と協定を締結したとき）は、遅滞なく、当該協定の対象となる高速道路ごとに、次に掲げる事項を記載した業務実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。当該協定を変更したときも、同様とする。

- 一 業務実施計画の対象となる高速道路の路線名
 - 二 会社が行う管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が会社からその費用に係る債務を引き受けるものに限る。）の内容
 - 三 先行特定更新等工事の内容
 - 四 後行特定更新等工事の内容
 - 五 前三号に規定する工事に要する費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
 - 六 災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が会社から引き受けることとなるものの限度額
 - 七 機構が会社に対して行う第十二条第一項第四号、第六号、第七号及び第八号（災害復旧に係る部分を除く。）の無利子貸付けの貸付計画
 - 八 機構が会社に貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間
 - 九 機構の収支予算の明細
 - 十 その他国土交通省令で定める事項
- 二以上の会社と協定を締結した高速道路に関する業務実施計画にあつては、前項第二号から第八号までに掲げる事項は、それぞれの会社ごとに定めるものとする。
- 3 機構は、第一項の認可を受けようとするときは、協定その他国土交通省令で定める書類を添付しなければならない。
 - 4 国土交通大臣は、第一項の規定による認可の申請が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合する場合でなければ、同項の認可をしてはならない。
 - 一 業務実施計画が、協定の内容に適合すること。
 - 二 先行特定更新等工事により、令和四十七年九月三十日においても当該高速道路の構造が通常有すべき安全性を有していることと見込まれるものであること。
 - 三 後行特定更新等工事により、当該高速道路に係る道路資産の貸付期間の満了の日においてもその構造が通常有すべき安全性を有していることとなるの見込まれるものであること。
 - 四 貸付料の額が、第十七条に定める基準に適合するものであること。
 - 五 収支予算が、当該高速道路について、承継債務の返済及び第十二条第一項第三号の債務の返済（以下「承継債務等の返済」という。）の確実かつ円滑な実施が図られるものであること。

5 第一項の認可は、当該業務実施計画の対象となる高速道路について会社が道路整備特別措置法第三条第一項又は第六項の許可を受けた日(当該高速道路について二以上の会社が新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合にあっては、その全ての会社が当該許可を受けた日)からの効力を生ずる。

(機構の解散)

第三十一条 機構は、別に法律で定めるところにより、令和九十七年九月三十日までに解散する。

2 機構は、高速道路勘定において、前項の規定による解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない。

3 機構は、解散した場合において、高速道路勘定に係る残余財産を、高速道路勘定に係る各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

4 機構は、解散した場合において、高速道路勘定以外の勘定について、その債務を返済してなお残余財産があるときは、当該残余財産を、当該勘定に係る各出資者に対し、その出資額に応じて分配するものとする。

○ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令(平成十七年政令第二百二号)(抄)

(貸付料と併せて機構の業務に要する費用等を償う収入の範囲)

第三条 法第十七条第一項の政令で定める収入は、次に掲げる収入とする。

一〜八 (略)

九 高速道路勘定に属する資産の処分による収入その他の国土交通省令で定める収入

○ 独立行政法人通則法(平成十一年法律第三百三号)(抄)

(業務の公共性、透明性及び自主性等)

第三条 独立行政法人は、その行う事務及び事業が国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要なものであることに鑑み、適正かつ効率的にその業務を運営するよう努めなければならない。

2 独立行政法人は、この法律の定めるところによりその業務の内容を公表すること等を通じて、その組織及び運営の状況を国民に明らかにするよう努めなければならない。

3 この法律及び個別法の運用に当たっては、独立行政法人の事務及び事業が内外の社会経済情勢を踏まえつつ適切に行われるよう、独立行政法人の事務及び事業の特性並びに独立行政法人の業務運営における自主性は、十分配慮されなければならない。

(業務方法書)

第二十八条 (略)

- 2 前項の業務方法書には、役員(監事を除く。)の職務の執行がこの法律、個別法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。
- 3 (略)

○ 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年建設省令第三十八号)(抄)

(趣旨)

第一条 道路整備特別措置法(以下「法」という。)第二条第五項に規定する料金(以下「料金」という。)の徴収について有料道路自動料金収受システム(当該料金の徴収を自動化するための機器及びこれを作動させるシステムの集合体をいい、以下「ETCシステム」という。)を使用する場合における当該料金の徴収事務の取扱いについては、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

(料金徴収の対象)

第三条 ETCシステムを使用して法第二十四条第一項本文の自動車又は車両から料金を徴収する場合には、当該料金を納付するためETCシステムに道路を通行したことを記録した者から徴収するものとする。

(情報の安全確保の措置)

第四条 ETCシステムを使用して料金を徴収する会社等又は都道府県若しくは市町村である道路管理者(以下「自動料金徴収者」という。)は、次に掲げる基準に従い、ETCシステムにおける情報の不正記録の防止、記録された情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の情報の適切な管理(以下「情報の安全確保」という。)を行うものとする。

一 関連機器(ETCシステムの用に供する料金徴収設備、車載器(法第二十四条第一項本文の自動車又は車両に搭載して無線の通信により道路を通行したことを記録するための装置をいう。)及び識別カード(前条の規定により料金を納付しようとする者を識別して車載器を作動させるためのカードをいう。)をいう。以下同じ。)を製造し、又は供給するために必要な規格のうち情報の安全確保のため必要なもの(以下「情報安全確保規格」という。)を関連機器を製造し、又は供給する者に提供する場合においては、これらの者による製造又は供給以外の目的で用いられないようにすること。

二 識別処理情報(料金を納付しようとする者の識別その他料金の徴収に必要な情報で暗号化されたもの及びこれにより関連機器を正常に作動させるため必要な情報をいう。以下同じ。)が関連機器ごとの確に付与されるように必要な措置を講ずること。

三 前二号に規定する措置に求められる確実性及び効率性並びに複数の有料道路(その通行又は利用について料金が徴収される道路をいう。)を通行し、又は利用することのあるべき道路の通行者又は利用者一般の利便に照らし、これらの措置の一元的な実施を確保するものとし、こ

のため、自動料金徴収者は、共同して、情報の安全確保の確実かつ効率的な実施を目的とする一般財団法人に次に掲げる業務を行わせること。
イ 情報安全確保規格の提供を代行すること。

ロ 対価を得て識別処理情報の付与を行うこと。

2 前項第三号の一般財団法人は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

一 前項第三号に規定する業務の実施に関する職員、設備その他業務を実施する体制がこれらの業務の一元的で確実かつ効率的な実施のために適切なものであること。

二 前号の業務の実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

三 業務の実施状況の開示、個人情報保護その他業務の公正な実施を確保するための措置が適正に行われるものであること。